10　法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11　法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

12　法附則第十二条の二の三第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

13　法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

14　法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15　法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、ＪＣ〇八モード法とする。

16　法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、十・十五モード法とする。

17　法附則第十二条の二の三第四項において準用する同条第二項（第一号イに係る部分に限る。）又は第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項第二号及び第八項第二号の規定の適用については、第一項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び」とあるのは「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第二号において「実施要領」という。）第三条第七号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第八項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

附則第四条の六を次のように改める。

（法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等）

第四条の六　法附則第十二条の二の五第四項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2　法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3　法附則第十二条の二の五第五項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4　法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

5　法附則第十二条の二の五第六項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6　法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7　法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定めるトラックは、当該トラックに係る自動車検査証に当該トラックが衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8　法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

9　法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項の基準又は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

10　法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる場合にあつては、ハからヘまでに掲げる事項を除く。）

イ　法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ　自動車の取得価額

ハ　自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

ニ　自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

ホ　内燃機関の燃料の種類

ヘ　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造